公益財団法人

東京都環境公社　理事長　殿

「家庭における蓄電池導入促進事業助成金交付要綱」における

デマンドレスポンス実証に参加する場合の交付申請等委任について

「家庭における蓄電池導入促進事業」(以下「本事業」という。)実施要綱第４　４（１）又は（２）に定める助成金（以下「本助成金」という。）の交付申請に当たって、本事業の交付要綱第５条第１項第二号オに基づき、甲（本助成金の助成対象である蓄電池システム又はエネルギーマネジメント機器及びＩｏＴ関連機器(以下「助成対象機器」という。)を導入し、本事業の交付要綱第５条第１項第二号に定めるデマンドレスポンス（以下「ＤＲ」という。）実証に参加する者をいう。）は、乙（東京都家庭用アグリゲーター登録要綱（令和６年４月25日付６都環公地温第634号）において登録及び公表されている東京都家庭用アグリゲーター（以下「都登録ＡＧ（家庭）」という。）をいう。以下同じ。）に交付申請等の一切の手続を委任し、乙はこれを受任します。

甲及び乙は、東京都環境公社(以下「公社」という。)に本委任状の提出により、上記の委任について届出を行います。

なお、交付申請にあたっては本委任状の別紙「交付申請同意事項」のすべての項目について甲と乙は同意し、一切異議は申し立てません。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 作成日：令和　　年　　　月　　　日 | | | | | |
| 委任者・助成対象者【甲】  (助成対象機器を導入する者) | | | 受任者・手続代行者【乙】  (都登録ＡＧ（家庭）) | | |
| 氏　　　名 |  | 印※1 | 事業者名 |  | 印※2  （法人印） |
| 部　　　署 |  |
| 担当者氏名 |  |
| 住　　　所 |  | | 住　　　所 |  | |
| ※1 :自筆による署名の場合、押印は任意とする  ※2 :本事業を行う責任者が押印すること(必ずしも代表取締役印である必要はありません)  ※3 :都登録ＡＧ（家庭）が交付申請に係る手続代行業務を販売事業者に委託する場合は、下欄を記載すること  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※3  事業者名：  　住　　所：  担当者氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　印※2 | | | | | |

甲と乙は本委任状を2通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ1通保管するものとし、その写しを公社に提出する。

交付申請同意事項

１　交付申請

(1)　本助成金の交付対象となる者（以下、「助成対象者」という。）は、本事業の交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解している。

(2)　助成対象者は、公社が審査した結果、助成金の交付対象にならない場合があることを承知している。

(3)　助成対象者は、申請した書類については必ず写しを保管

　 しておくこと。なお、保管の方法に関しては、電子、紙どちらでもよい。

２　助成対象者

(1)　助成対象者は、本人以外の住宅等所有者がいる建物に対象設備を設置する場合、当該建物の全ての所有者の承諾を得ている。

(2)　助成対象者は、助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される助成金（東京ゼロエミ住宅導入促進事業等）を受給できないこと、また区市町村から交付される助成金等（原資に都費を含むものに限る。）を受給できないことを理解している。重複して交付申請を行い、又は補助金の交付を受けているときは、事由に依らず、本事業の補助金にかかる交付申請が無効とされ、又は交付決定が取り消され、若しくは補助金の返還が求められることを理解している。

(3)　助成対象者は、次のア及びイのいずれかに該当する場合、本助成金の交付申請をすることができない。

ア　暴力団若しくは暴力団員である者、又は暴力団若しくは暴力団員と不適切な関係にある者

イ　税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けている者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切でないと認められる者

３　助成対象事業

助成対象機器は、次の(1)及び(2)のいずれかに該当する場合、本助成金の交付申請をすることができない。

(1)　2024年３月31日以前に本補助金の交付申請の対象となる助成対象機器を設置した場合

(2)　助成対象機器が中古品である場合

４　手続代行者及びその責務

(1)　本事業の交付要綱の規定に基づき、助成対象者から交付申請に係る手続の代行を依頼された者（以下「手続代行者」という。）は、２(3)に該当せず、将来にわたっても該当しないよう法令等を遵守する。また、公社又は都が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意する。

(2)　手続代行者は、交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者及び共同申請者と連携を図り、事業を円滑に推進できるよう努める。手続代行者が行う手続について、交付要綱の規定に従って遂行していないと認められ、代行の停止を求められたときは、これに異議なく応じることに同意する。

(3)　助成対象者は、公社が発行する各種書類が、申請者に通知されたことについて、手続代行者へも連絡する場合があることを了承している。

５　交付の条件

(1)　助成対象者は、助成対象機器が立地上又は構造上危険がないことを確認した上で申請している。また、公社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じる。

(2)　助成対象者は、助成事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力すること。

(3)　助成対象者は、本事業の交付要綱その他法令の規程を遵守すること。

６　処分の制限

助成対象者は、本助成金の交付を受けた場合、処分制限期間内に、公社の承認なく、助成対象機器を処分（助成金の交付の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄）してはならない。

７　交付決定の取消及び本助成金の返還

(1)　助成対象者は、申請書及び添付書類一式について責任を持ち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。

(2)　公社は、万が一違反する行為が発生した場合、助成対象者の交付申請の全部若しくは一部に対して助成金を交付せず、その交付を停止し、又は交付した本助成金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

(3)　助成対象者は、前項による返還命令を受けた場合、速やかに本助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

(4)　公社は、助成対象者に対して、交付要綱第27条第１項の返還請求の際に、本助成金受領の日から返還までの日数に応じ、返還命令の対象となる本助成金の額につき、年 10.95％の割合で計算した加算金の支払及び返還手続に要する手数料の支払を求めることができ、助成対象者はこれを支払う。

８　個人情報の取扱い

助成対象者は、本事業の申請書等により公社が入手する個人情報は、申請者への問合せ、補助金の交付などの通知及び振込、財産処分制限にかかる調査、その他公社が行う調査などを目的とし、公社が定める「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」（※）に従って使用されることを了承している。

※ 公社の個人情報保護方針については、ＨＰ（https://www.tokyokankyo.jp/privacy）に記載

９　注意事項

(1)　助成対象者は、提出した申請書及び添付書類は返却されない旨を了承している。

(2)　公社は、申請者が送付する申請書、公社が送付する通知書、その他送付物の送付に係る遅延、紛失、損害等全ての事項について一切の責任を負わない。

(3)　助成対象者は、提出した申請書類の記載内容に軽微な誤りがあった場合は、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲において訂正される可能性があることについて同意している。

10　禁止事項

助成対象者は、以下の(1)から(5)までの行為を行い、又は行おうとしてはいけない。

(1)　本同意事項、マニュアル等の規定に反すること

(2)　公社等に対する債権を、第三者に譲渡し、若しくは移転し、又は担保に供すること

(3)　公社等に対する一切の権利及び義務並びに交付申請により生じる公社との間の契約上の地位について、公社の同意なしに第三者に対して譲渡し、若しくは移転し、又は担保に供すること

(4)　公社等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける言動をすること

(5)　その他、公社等が本助成金の趣旨に反すると判断する行為、又は公社等との信頼関係を損なう一切の行為

11　免責

助成対象者は、公社が助成対象者、手続代行者、施工会社、都登録ＡＧ（家庭）等の間で生じる問題に関して関与しないことを了承している。

また、区分所有者全員で構成される団体等の内部で生じる問題についても同様とする。

12　専属的合意管轄裁判

本事業に係る助成対象者と公社との訴訟については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

13　ＤＲ実証

(1) 助成対象者は、都登録ＡＧ（家庭）からＤＲの意義、本事業の内容、ＤＲ実証の内容と注意事項（制御による電気代への影響の可能性等を含む）の説明を受けること。ＤＲ実証に参加する場合は、都登録ＡＧ（家庭）に交付申請等の手続の代行を委任し、委任状を公社に提出すること。

(2) 助成対象者は、都登録ＡＧ（家庭）と、助成金の交付決定を受けた年度から起算して２か年度の間、都登録ＡＧ（家庭）が遠隔から助成対象機器の状態監視を行い、遠隔制御により、原則として需給ひっ迫警報及び注意報時のＤＲ及び年間10日以上のＤＲを行う旨の契約（以下、「ＤＲ実証の契約」という。）を締結すること。

(3) 助成対象者が設置する助成対象機器は、都登録ＡＧ（家庭）のＤＲ対象機器、エネルギーマネジメント機器及びＩｏＴ関連機器であること。

(4) 助成対象者は、ＤＲ実証の契約に基づき、都登録ＡＧ（家庭）が助成対象機器を対象にＤＲを実施することに協力すること。

また、ＤＲ実証の実施後に、都登録ＡＧ（家庭）が実施するアンケートに協力すること。

(5) 助成対象者は、助成対象機器を設置した住宅における電力データ、機器の稼働状況データ等を、都登録ＡＧ（家庭）に提供すること。また、都登録ＡＧ（家庭）が当該データ及びアンケート結果（個人情報及び個人が特定できる可能性のある情報を除く。）を踏まえＤＲの効果分析等を行い都及び公社に報告することに同意すること。また、報告された分析結果について都及び公社が公表することについて同意すること。